

令和6年度「大阪府芸術文化振興補助金」募集要項

- 大阪府では、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供し、芸術文化の振興を図るため、「大阪府補助金交付規則」及び「大阪府芸術文化振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、大阪府内の芸術文化団体が自主的に行う有意義な事業に対して補助金を交付する「大阪府芸術文化振興補助金」事業を実施しています。
- 令和6年度の補助金の交付を希望される団体は、本募集要項に基づきご応募ください。
なお、当事業は、令和6年度大阪府当初予算が成立した場合に実施します。予算の状況等によっては、内容の変更等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 応募資格（補助対象となる団体）について（交付要綱第2条）

応募資格は、舞台芸術、文芸、美術等の分野において、府内に活動の拠点を置き、広域にわたって自主的に有意義な芸術文化活動を行い、かつ、大阪府の文化振興に寄与していると認められる団体で、次の（1）～（3）のいずれかに該当するとともに、（4）の実績要件を満たすものとします。

- （1）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人
（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人）
- （2）法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体
 - ① 定款、寄附行為に類する規約等を有し、その規約等に文化の普及発展に資することを主たる目的としている旨の記述がされていること
 - ② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること
- （3）複数の団体で構成される実行委員会等で次の要件を全て満たしている団体
 - ① 実行委員会等が上記（2）の要件を全て満たしていること
 - ② 実行委員会等の中核となる団体が上記（1）又は（2）のいずれかに該当すること
- （4）実績要件
団体自らが補助の対象となる事業と同程度の事業を過去に主催して行った実績を有すること。
ただし、（3）の実行委員会等が令和6年度に初めて事業を実施する場合は、実行委員会等の中核となる団体が、同程度の事業を自ら主催して行った実績を有することにより、実績要件を満たしているものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

- 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

2 補助対象事業について（交付要綱第3条）

補助対象となる事業は次の（1）～（4）の要件を全て満たす事業です。

- （1）次の①から④のいずれかの事業で、文化を通じた次世代育成を主たる目的とするもの
- ① 舞台芸術（邦楽、洋楽、オペラ、新劇、若者演劇、児童劇、邦舞、バレエ、現代舞踊、古典芸能、大衆芸能及び民俗芸能）の公演やワークショップなどの事業
 - ② 出版や文学などの文化普及事業
 - ③ 美術作品の展示やワークショップなどの美術振興事業
 - ④ その他、芸術文化の振興を図るため適当と認める事業
- （2）大阪府内で行われる事業であること
- （3）広く一般に開かれた事業であること
- （4）宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと

※1 「文化を通じた次世代育成を主たる目的とするもの」とは、以下を満たす事業を指します。

- 優れた芸術文化の鑑賞などを通じて、子どもや青少年の成長に資すること
（※観客やワークショップへの参加者が、子どもや青少年を中心とした府民を対象とする事業が補助対象となり、大人のみを対象とする事業は応募できません。）
- 事業を実施する上で、次世代の芸術文化を担うアーティストやプロデューサーなどの人材が育成されるよう考慮されていること

※2 国及び地方公共団体から業務委託を受けて実施する事業及び実行委員会等の構成団体として国及び地方公共団体から負担金が支出されている事業は応募できません。

3 補助対象事業の実施期間について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業が対象です。

4 補助金額について（交付要綱第5条）

1事業につき「補助対象経費」の1/2以内で、100万円を上限とします。（ただし、「補助対象経費」から「入場料、協賛金、助成金、補助金、有料配布する図録・パンフレットの販売等の収入」を控除した額の範囲内）

- ※1 特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる事業については、上限額を200万円とする場合があります。
- ※2 算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。
- ※3 上記の収入には、当補助金は含みません。
- ※4 補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。
- ※5 補助金の最終確定額は、実績報告書により算定されますので、交付決定額どおりとは限りません。
- ※6 補助金については、原則、事業終了後に実績報告書を提出いただき、補助金額を確定した後に交付します。

5 補助対象経費について（交付要綱第4条）

補助対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

【経費区分表】

	科目	細目	主な内訳
補助対象経費	出演・音楽・文芸費等	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優・後見等出演料 等
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料、ピアニスト料 等
		文芸費	演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、音響プラン料、照明プラン料、舞台監督料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術料、舞台衣装デザイン料、字幕費、賞金、動画配信サイト登録料 等
		作品借料	美術作品借料、美術作品保険料 等
	会場・舞台費等	会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料 等
		舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、床山・かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台装飾費、動画配信にかかる機材借料 等
		運搬費	道具運搬費、楽器運搬費 等
	謝金・旅費・宣伝費等	謝金	講演謝金、原稿執筆謝金、会場整理員謝金、託児謝金、選考委員謝金 等
		旅費	交通費、宿泊費 等
		通信費	案内状送付料 等
		宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等)、立看板費 等
		印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、函録印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費 等
		記録費	録画費、録音費、写真費、動画配信にかかる映像制作費・配信費 等
	損害保険料	催事(イベント)保険料以外の保険(傷害保険 等)	
補助対象外経費	<p>以下の経費は対象外経費になります。</p> <p>①入場券等販売手数料</p> <p>②航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン車料金 等)</p> <p>③自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料</p> <p>④催事(イベント)保険料(事業の中止・中断に対する保険)</p> <p>⑤仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税</p> <p>※免税事業者、簡易課税事業者、その他消費税額の控除の特例が適用される事業者は、消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。</p>		

※ 事業実施期間に必要と認められるものが対象となります(日常練習経費は対象外)。ただし通し総稽古(ゲネプロ・リハーサル)にかかる経費は可。通し総稽古(ゲネプロ・リハーサル)は、原則1日分が対象となります。

※ 令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間外に支払われた経費については、補助対象外経費となります。ただし、収入については、令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間外に得た収入についても当該事業の収入とみなします。

事業計画書に記入できない経費	① 団体運営のための経常的経費	事務所経費、職員給与、事務用品購入費 等
	② 団体の財産になり得るものの購入や制作経費	備品等購入費、楽器購入費 等
	③ 練習経費等	日常の練習に係る経費（練習場借料、指導料等）、補助事業に係る取材・会議・企画・制作・打ち合わせ等に係る経費、マネージメント料 等 ※ 通し総稽古（ゲネプロ・リハーサル）に係る経費は補助対象経費ですが、日常の練習経費は事業計画に記入できません。
	④ 実施団体の構成員等への支払い	実施団体の構成員や会員に支払う経費 等
	⑤ 行政機関に支払う手数料	印紙代、ビザ取得経費 等
	⑥ 飲食費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費	飲食費、パーティ経費、打ち上げ費、記念品代、交際費・接待費 等
	⑦ ①～⑥のほか団体の自主財源により賄うべき経費	振込手数料、電話代、アンケート経費、礼状送付料、予備費 等

6 補助金手続の流れについて

補助金に関する事務手続の流れは次のとおりです。内定した団体には、改めて詳細をお知らせします。

令和5年12月1日（金）

～令和6年1月31日（水） **募 集** 補助金を交付する団体を募集



令和6年1月31日（水）まで **応 募 締 切** 応募団体から応募書類を提出



2月下旬～3月上旬 **審 査** 大阪アーツカウンシルによる面接審査等の実施



3月中旬 **内 定** 大阪府から内定団体へ内定を通知



3月下旬 **交 付 申 請** 内定団体から補助金交付申請書を提出



4月上旬 **交 付 決 定** 大阪府から補助金交付決定を通知



変更がある場合のみ **変 更 申 請 等** 変更申請書等を提出



令和6年4月1日（月） **事 業 実 施** 補助事業の実施

～令和7年3月31日（月）



事業終了後1か月以内 **実 績 報 告** 実績報告書を提出



交 付 確 定 大阪府から補助金交付確定を通知



補 助 金 交 付 補助金の交付

7 応募方法について

(1) 応募書類

次の書類に必要な事項を日本語でご記入の上、各1部ずつ作成してください。

- ① 令和6年度 大阪府芸術文化振興事業計画書（交付要綱様式第1号）
様式第1号-1（計画書）
様式第1号-2（団体の概要）
様式第1号-3（事業者が実行委員会の場合は中核となる団体の概要）
様式第1号-4（収支予算書）
- ② 令和6年度 大阪府芸術文化振興事業計画書チェックシート
- ③ 団体の定款・規約等
- ④ 役員名簿
- ⑤ その他、活動実績や応募事業について参考となる資料（映像及び音声データは不可）

■ 様式は、「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページからダウンロードが可能です。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/geibunhojo.html>

■ 16ページ以降に記入のポイントを掲載していますので、必ずご覧ください。

■ ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

■ 事務局から応募書類の内容についてお問い合わせをさせていただくことがあるため、コピーをとる等控えを手元にお持ちください。

■ 書類作成にあたって筆記による場合は、黒ペン等をお使いください。消すことができるボールペンや鉛筆の使用は不可です。また、修正する場合は、修正テープで修正せず、修正箇所には二重線を引き正しい内容を記載してください。

■ 応募書類については、提出後の差し替えは一切認められません。

応募書類が審査資料となりますので、提出後に変更が生じることがないように、内容については十分検討の上、作成してください。補助金内定後及び交付決定後に補助事業の内容・収支予算に大幅な変更が生じていると認められる場合は、補助金を減額又は交付しないことがあります。

(2) 提出方法

書類は、郵送又は電子メールで提出してください。

① 郵送での提出

封筒に「令和6年度大阪府芸術文化振興事業計画書在中」と朱書きの上、「簡易書留」又は「レターパックプラス」など、配達記録される郵送方法で提出してください。郵送料金が不足している場合は返送されますので、郵送料金を確認の上、郵送してください。

※持参での応募はできません。

② 電子メールでの提出

・提出先のメールアドレス（bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp）あて送信してください。

・データサイズが大容量（約8MB以上）の場合やその他の理由で、応募書類を文化課で受信できない場合があります。送信者にエラー等が表示されない場合もありますので、ご注意ください。

・メール送付後、閉庁日（年末年始・土日祝）を除く2営業日以内に文化課から応答メールがない場合は、**令和6年2月5日（月）18時まで**に（5）の問い合わせ先までご連絡ください。**書類提出者が、応答メールを受信していない場合は、応募の受付未完了（応募書類未提出と同様）となりますので、ご注意ください。**

（3）提出期限

令和6年1月31日（水曜日）

※郵送の場合は、当日消印有効

（4）提出先

○郵送先

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階
大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 文化課 文化創造グループ
大阪府芸術文化振興補助金 担当あて

○メールアドレス bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

（5）問い合わせ及び相談先

大阪府 府民文化部 文化・スポーツ室 文化課 文化創造グループ

大阪府芸術文化振興補助金 担当あて 電話 06-6210-9305

（6）募集に関する説明会の開催について

「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」の令和6年度事業の募集に関する説明会（事例報告会及び個別相談会も合わせて行います）を以下の日程で開催します。

※事前予約が必要です。（応募多数の場合は先着順）

日時：令和5年12月20日（水）18時30分～20時30分（予定）

会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）（大阪府中央区大手前1-3-49）

詳細については、「[「大阪府芸術文化振興補助金」](https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/hozyokin_doga.html)及び「[輝け！子どもパフォーマー事業補助金](https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/hozyokin_doga.html)」募集」のホームページをご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/hozyokin_doga.html

8 審査方法について

（1）審査は、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会委員が面接を行います。応募多数の場合は、面接審査に先立ち、書類審査を行うこともあります。

（2）面接審査は、令和6年2月下旬～3月上旬を予定しています。日時が決まりましたら、応募者に改めて連絡します。

(3) 審査項目、審査のポイント

審査項目	審査のポイント
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや青少年を含む府民に対して、優れた芸術文化に触れる機会を効果的に提供できるよう工夫されていること ・補助金を交付することにより、内容の充実や質の向上等、次世代育成の目的に沿った効果が期待できること ・次世代の芸術文化を担う人材育成への考慮がされていること
事業実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が具体的で実現性があること ・事業を確実に実現できる制作体制や実施体制が整っていること ・予算が適切に計上され、精査されていること ・予算計画が妥当であり、収入面での努力(事業収入の確保・他からの資金調達等)が見られること
事業の発展性・創造性	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な発展性や創造性を有し、大阪の文化芸術の向上に資する成果をあげることが期待できる意欲的な活動であること ・社会に対する新たなアプローチや他分野・異業種との協働を通じて、文化・芸術の新しい価値創造や文化芸術を通じた社会課題の解決をめざしていること ・補助期間終了後の事業展開について、明確なビジョンを有しており、今後の発展に期待が持てること ・直近2年度の間、本事業に採択された実績がある事業者は、上記3点に加え、過去の採択実績を踏まえて、さらに発展性のある事業計画が策定されていること
事業への参加・事業の普及性	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的配慮がなされていること ・特定の層に限られず、幅広い層に訴求することが期待できる活動であること ・新しく文化芸術に関心を持つ人を増やすための広報(情報発信)や、集客面での取り組みを行っていること ・市町村や学校、地域等、他機関との具体的な連携が図られていること

(4) 令和6年度は、10件程度の事業の採択を予定しています。

(5) 応募者が審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触するなどの不正行為を行った場合は、審査の対象から除外します。

(6) 審査結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等を「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページ等で公表します。

9 他の補助金との重複について

同一事業について、当補助金と、国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金等を同時に受けることはできませんが、次の補助金については、重複して受けることはできませんので、ご注意ください。

- (1) 大阪府の他の補助金
- (2) 大阪市芸術活動振興事業助成金

また、同一事業について、当補助金と別途募集中の「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」は、重複での申請はできません。あらかじめ補助金を選択の上、いずれかにご応募ください。

10 事業実施及び事務手続に当たっての留意点

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業については、当該年度内に事業を実施するようお願いします。
- (2) 補助事業の確認及び評価のため、事業実施中に現地確認させていただきます。
- (3) 大阪府文化振興基金及び大阪府芸術文化振興補助金事業の広報活動のため、写真や動画の提供、報告等を求めることがあります。また、同基金にご寄附いただいた方への報告等のため、協力を依頼する場合があります。
- (4) 補助金の交付決定を受けた事業については、当該事業の実施に際して作成するポスターや、チラシ、プログラム等に必ず「大阪府芸術文化振興事業」である旨の記載及びマークの表示を行ってください。また、作成したチラシ等については、データもしくは紙媒体（1部）を文化課へご提出ください。

〈表示例〉



- (5) 補助金の交付決定に際して、暴力団等に該当しないことを審査するため、団体の役員等の住所、生年月日等の個人情報をご提出いただきます。
- (6) 補助事業終了後、速やかに実績報告書及び関係書類（契約書、見積書、請求書及び領収書等の写し）をA4サイズの用紙に印刷のうえ提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった際には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただく場合があります。
- (7) 補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、補助金の交付を受けた年度終了後、**10年間保存**しなければなりません。
- (8) 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主であって条例で規定する規模以上である場合は、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の対象になり、障がい者雇用状況について、大阪府知事に報告する必要があります。
詳細については、「ハートフル条例広報チラシ」のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

11 その他

(1) 過去の採択実績については、次のホームページに掲載しています。事例を紹介している募集案内パンフレットもホームページに掲載していますので、ご応募いただく際の参考にしてください。

□「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/geibunhojo.html>

(2) 文化課に提出された個人情報は、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会にも提供されます。当該個人情報は以下の目的の範囲で使用します。

- ① 本補助事業の遂行に関すること
- ② 事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含みます。）に関すること
- ③ 文化課で実施する事業に関すること

大阪府芸術文化振興補助金は、大阪府文化振興基金を活用して実施しています。

～大阪府文化振興基金のご案内～



大阪府文化振興基金
Osaka Prefectural Fund
for The Enhancement
of Cultural Activities

大阪府では、芸術文化の振興を図るため、大阪府文化振興基金を設置しています。

どなたでもご寄附いただけますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは「大阪府文化振興基金」のホームページをご覧ください。

□「大阪府文化振興基金」ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkakikin/index.html>

(様式第1号-1)

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
団体名
代表者 職・氏名

年度 大阪府芸術文化振興事業計画書

年度において、補助金の交付を受けたいので、大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

事業名	
事業分野	(該当分野に○をすること。複数選択可) 音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・アート・出版・文学 その他()
事業開始予定日	年 月 日
事業終了予定日	年 月 日
事業の目的	
事業の効果	(事業実施や事業目的を達成することによる、当該分野や社会・地域への波及効果について詳細に記載)
補助金獲得による事業への影響	(補助金を使用することで事業にどのような効果があるか詳細に記載)
事業内容	(実施時期、実施回数、プログラム等、主なアーティスト及びその人数など)
	(実施会場、のべ観客(参加)者数)
	(事業の中核を担う人物(プロデューサーなど)の経歴を詳細に記載)
	(障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮について詳細に記載)
	(他団体との連携について詳細に記載)
	(上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容を詳細に記載)

補助期間終了 後の事業展開	(翌年度の事業展開について詳細に記載)		
	(翌々年度以降の事業展開について詳細に記載)		
共催者名		共催内容 (具体的に)	
後援者名		後援内容 (具体的に)	
協賛者名		協賛内容 (具体的に)	
交付を受けようす る補助金の額	補助対象経費の1/2を算出(千円未満切捨)・・・A $\text{補助対象経費} \quad \text{円} \times 1/2 = \text{円}$		
	補助対象経費と入場料等収入の差額を算出(千円未満切捨)・・・B $\text{補助対象経費} \quad \text{円} - \text{入場料等収入額} \quad \text{円} = \text{差額} \quad \text{円}$		
交付を受けようとする補助金の額は以下により記入 A > Bの場合はB(ただし、100万円を超える場合は100万円) A ≤ Bの場合はA(ただし、100万円を超える場合は100万円)			
金 千円			

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

(様式第1号-2)

団体の概要

団体の名称				
団体の所在地		〒	電話番号 FAX	
団体設立年月日			団体ホームページアドレス	
団体の主な事業				
団体の資産及び負債		純資産： 負債：	円 円	
組織		(役職員の状況) 構成員数： 役員数：	名 名	(団体構成員及び加入条件等)
沿革				
目的				
最近3年間の活動状況		年度	年度	年度
最近3年間の財政状況	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	他の補助金・助成金等受領実績			

※規約等（法人の場合は定款、寄附行為等）及び現時点の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

(様式第1号-3)

実行委員会の中核となる団体の概要

※事業者が実行委員会の場合に記入

実行委員会の中核となる団体の名称				
団体の所在地		〒	電話番号 F A X	
団体設立年月日			団体ホームページアドレス	
団体の主な事業				
団体の資産及び負債		純資産： 円 負債： 円		
組	織	(役職員の状況) 構成員数： 名 役員数： 名	(団体構成員及び加入条件等)	
沿革				
目的				
最近3年間の活動状況		年度	年度	年度
最近3年間の財政状況	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	他の補助金・助成金等受領実績			

※規約等（法人の場合は定款、寄附行為等）及び現時点の役員名簿を添付すること。
 ※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

(様式第1号-4)

収支予算書

		科目	金額 (円)	内訳	
事業収支予算	収入	入場料等収入			
		小計			
		自己負担金			
		計			
	支出	補助対象経費			
			小計		
		補助対象外経費			
			小計		
		計			

1. 団体名及び事業名

団 体 名	
事 業 名	

2. 担当者連絡先

記入内容についてお問い合わせをすることがあります。必ず連絡のつく連絡先をご記入ください。

部 署	
役 職	
氏 名	
電 話 番 号	
Eメールアドレス	

3. 以下について、提出前に最終確認をしてください。

【応募資格】

- 府内に活動拠点（事務所）がありますか？
- 募集要項P1 1（1）～（3）のいずれかの団体に該当しますか？
- 応募する事業の実績がありますか？
- 募集要項P1下段の応募できない者に該当しませんか？

【補助対象事業】

- 応募する事業は大阪府内で実施しますか？
- 応募する事業は営利目的ではありませんか？（入場料などの収入はとることはできます。）
- 文化を通じた次世代育成を主たる目的とするもの（子どもや青少年を中心とした府民を対象とした芸術文化事業）ですか？（詳細は募集要項P2をご覧ください。）
- 対象事業は広く一般に開かれた事業ですか？
- 宗教的又は政治的な宣伝意図は有していませんか？

【実施期間】

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに実施する事業ですか。

【添付書類】

- 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を添付しましたか？

【様式第1号－1 事業計画書】

- 提出年月日を右上に記入しましたか？
- 団体名に記入している団体が主催者ですか？
- 主催者が実行委員会形式で事業を行う場合、様式第1号－3を記入しましたか？
- 事業の目的、事業の効果、補助金獲得による事業への影響について詳細に記入しましたか？
- 事業の内容について、記入のポイントを参考の上、漏れなく詳細に記入しましたか？
- 交付を受けようとする補助金の額は、再計算し、間違っていないか確認しましたか？

【様式第1号－4 収支予算書】

- 単位は円単位ですか？
- 内訳や合計を再計算し、間違っていないか確認しましたか？
- 収入の計と支出の計は合致していますか？
- 補助対象経費、補助対象外経費、記入できない経費の区分は募集要項P3～4経費区分表のとおりですか？
- 経費の内訳は具体的な名称になっていますか？（「雑費」「予備費」「その他」等は認められません。）

【その他】

- 控えとして提出物の写しをとりましたか？

記入のポイント

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
団体名
代表者 職・氏名

令和6年度 大阪府芸術文化振興事業計画書

令和6年度において、補助金の交付を受けたいので、大阪府芸術文化振興補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

事業名	※ポスター等に表示する事業名を記入してください。	
事業分野	(該当分野に○をすること。複数選択可) 音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・アート・出版・文学 その他()	
事業開始予定日	年 月 日	※準備段階から記入するのではなく、本番やワークショップの時期について記入してください。
事業終了予定日	年 月 日	
事業の目的	※公演・出版・展示等を行う目的等を簡潔に記入してください。	
事業の効果	(事業実施や事業目的を達成することによる、当該分野や社会・地域への波及効果について詳細に記載)	
補助金獲得による事業への影響	(補助金を使用することで事業にどのような効果があるか詳細に記載) (例)・補助金を獲得することで、入場料を安価に設定できるようになる。 ・補助金を獲得することで、小道具により費用をかけられるため、作品の質が上がる。	
事業内容	(実施時期、実施回数、プログラム等、主なアーティスト及びその人数など)	
	(実施会場、のべ観客(参加)者数) ※会場は予約や仮予約していることが望ましい。そうでない場合は想定している会場やその規模を詳細に記載してください。	
	(事業の中核を担う人物(プロデューサーなど)の経歴を詳細に記載) ※事業の質を図るポイントとなりますので、必ず詳細に記載してください。複数人いる場合は全ての方について記載してください。	
	(障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的な配慮について詳細に記載)	
	(他団体との連携について詳細に記載)	

	(上記のほか、特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる場合は、その内容を詳細に記載)		
今後の申請者の展開	(翌年度の事業展開について詳細に記載)		
	(翌々年度以降の事業展開について詳細に記載)		
共催者名		共催内容 (具体的に)	
後援者名		後援内容 (具体的に)	
協賛者名		協賛内容 (具体的に)	
交付を受けようとする補助金の額	補助対象経費の1/2を算出(千円未満切捨)・・・A 補助対象経費 <input type="text"/> 円 × 1/2 = <input type="text"/> 円		
	補助対象経費と入場料等収入の差額を算出(千円未満切捨)・・・B 補助対象経費 <input type="text"/> 円 - 入場料等収入額 <input type="text"/> 円 = 差額 <input type="text"/> 円		
交付を受けようとする補助金の額は以下により記入 A > Bの場合はB(ただし、100万円を超える場合は100万円) A ≤ Bの場合はA(ただし、100万円を超える場合は100万円)			
金 千 円			

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

(様式第1号-2)

団体の概要

団体の名称				
団体の所在地		〒	電話番号 FAX	
団体設立年月日			団体ホームページアドレス	
団体の主な事業				
団体の資産及び負債		(例) 資産 団体事務所 (土地○△㎡、建延□△㎡) 預貯金等 ○○万円 負債 △△万円		
組	織	(役職員の状況) 構成員数： 名 役員数： 名	(団体構成員及び加入条件等)	
沿革				
目的		※定款、寄附行為、会則等に記載されている目的を記入してください。		
最近3年間の活動状況		令和 年度	令和 年度	令和 年度
最近3年間の財政状況	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	他の補助金・助成金等受領実績			

※規約等（法人の場合は定款、寄附行為等）及び現時点の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

(様式第1号-3)

実行委員会の中核となる団体の概要

※事業者が実行委員会の場合に記入

実行委員会の中核となる団体の名称				
団体の所在地		〒	電話番号 F A X	
団体設立年月日			団体ホームページアドレス	
団体の主な事業				
団体の資産及び負債		純資産： 円 負債： 円		
組	織	(役職員の状況) 構成員数： 名 役員数： 名	(団体構成員及び加入条件等)	
沿革				
目的				
最近3年間の活動状況		令和 年度	令和 年度	令和 年度
最近3年間の財政状況	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	他の補助金・助成金等受領実績			

※規約等（法人の場合は定款、寄附行為等）及び現時点の役員名簿を添付すること。

※各記入欄は必要に応じて拡大してください。

【記入要領・記入例】

(様式第1号-4)
収支予算書

		科目	金額(千円)	内訳	
収入	入場料等収入	入場料収入	1,700	S席@ 5,000円×100=500,000円 A席@ 4,000円×300=1,200,000円	
		広告料	1,000	500,000円(〇〇株式会社)、500,000円(△△株式会社)	
		プログラム売上代	900	500円×1,800部=900,000円	
		協賛金	400	200,000円×2(〇〇株式会社、△△株式会社)	
		助成金	2,000	2,000,000円(〇△市口〇助成金)	
		小計	6,000		
		自己負担金	717		
		計	6,717	支出計と合致させて下さい。	
事業収支予算	支出	出演・音楽・文芸費等	2,100	出演料 1,500,000円 300,000円×3名=900,000円 200,000円×3名=600,000円 音楽費 250,000円 借譜料 150,000円 編曲料 100,000円 文芸費 350,000円 演出料〇〇氏 200,000円 振付料△△氏 150,000円	
		経費区分表の科目ごとに集計してください。			経費区分表の細目ごとに集計してください。
		会場費・舞台費等	3,700	会場費 1,500,000円 会場使用料 1,000,000円 会場付帯設備使用料 500,000円 舞台費 2,000,000円 大道具費 500,000円 小道具費 500,000円 衣装費 500,000円 舞台スタッフ費 500,000円 運搬費 200,000円 道具運搬費 200,000円	
		謝金・旅費・宣伝費等	697	謝金 100,000円 会場整理員謝金 100,000円 旅費 40,000円 出演者交通費 1,000円×40名=40,000円 広告宣伝費 500,000円 雑誌広告費 100,000円×4社 50,000円×2社 印刷費 6,000円 ちらし印刷費 6円×1,000枚=6,000円 記録費 50,000円 写真費 50,000円 損害保険料 1,000円 傷害保険 1,000円	
		小計	6,497		
		補助対象外経費	220	チケット販売手数料 S席@ 5,000円×100×0.1=50,000円 A席@ 4,000円×300×0.1=120,000円 催事保険料 1,000円×50名=50,000円	
		補助対象外経費は、経費区分表の4項目だけです。それ以外は記入できない経費となります。			
		小計	220		
		計	6,717	収入計と合致させてください。	

※収入の計と支出の計は合致させること。